議案第 72 号

周南市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市都市公園条例の一部を改正する条例

周南市都市公園条例(平成15年周南市条例第204号)の一部を次のように改正する。 第4条ただし書を次のように改める。

ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第5条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

第19条を次のように改める。

(利用料金)

- 第19条 市長は、指定管理者にその管理する都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、第13条及 び第14条の規定にかかわらず、第5条第1項に掲げる行為の許可を受けた者又は有 料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなければなら ない。
- 3 利用料金の額は、別表第3及び別表第4に定める使用料の額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。その額を変更しようとするとき も、同様とする。

第26条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に関する読替え)

第26条の2 第17条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合におけ

る次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条ただし書、第5条、第7	市長	指定管理者
条、第8条第3項から第5項ま		
で、第15条及び第16条第1項た		
だし書		
第8条第6項ただし書	市長は、特に必要が	指定管理者は、特に
	あると認めるときは	必要があると認める
		ときは、市長の承認
		を得て

2 第19条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条、第22条及び第24条の規	使用料	利用料金
定(見出しを含む。)	市長	指定管理者
第23条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
	市長は、特別の理由	指定管理者は、市長
	があると認めるとき	が定める基準に従い
	は	

別表第3の(1) 公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料の表中

その他のもの	1平方メートル	1年	760
--------	---------	----	-----

を

Γ

Γ

その他のもの(占用する場合)	1平方メートル	1年	760
その他のもの(公園施設を設置する場合)	1年につき、占月 の4を乗じて得た		地の価格に100分

- に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、「第7条第4号」を「第7条第 1項第4号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に改め、同表の備考中 9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に次のように加える。
 - 4 土地の価格とは、占用を開始する日の属する年度の前年度の固定資産評価額を勘案して算定した価格をいうものとする。

別表第3の(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表備考5を 次のように改める。

5 第5条第1項各号に掲げる行為をする者が附属設備の電気コンセントを利用 する場合には、この表に掲げる使用料の金額に、電気コンセント1口1時間に つき40円を加算した額を使用料とする。ただし、この加算額には、第13条ただ し書の規定は適用しないものとする。

別表第3の(3) 公園施設を管理する場合の使用料の表備考1を次のように改める。

1 当該施設の価格とは、使用を開始する日の属する年度の前年度の土地及び 建物の固定資産評価額を勘案して算定した価格をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第 3の規定は、この条例の施行の日以後に確定する使用料について適用し、同日前 に確定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、利用料金として収受させる最初の日前にこの条例による改正前の周南市都市公園条例(以下「旧条例」という。)第13条及び第14条の規定により納付された使用料(同日以後の使用に係る使用料に限る。)は、新条例第19条第2項の規定により納付された利用料金とみなす。
- 4 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行 為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(行為の禁止)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならな い。ただし、市長が必要と認めたとき、又は市長の許可を受 けた場合はこの限りでない。

現行

 $(1) \sim (10)$ (略)

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第15 条及び第16条の規定の適用については、第4条、第5条第1 項から第5項まで、第7条、第8条第3項から第5項まで、 第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項ただし書中「市 長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第6項中「市長 は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理 者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て とする。

(行為の禁止)

周南市都市公園条例新旧対照表

| 第4条 | 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならな い。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3 項若しくは第5条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又 は市長が必要と認めるものについては、この限りでない。 $(1)\sim(10)$ (略)

(利用料金)

第19条 第17条の規定により指定管理者に都市公園の管理を行 │第19条 市長は、指定管理者にその管理する都市公園の利用に 係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の 収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合 においては、第13条及び第14条の規定にかかわらず、第5条 第1項に掲げる行為の許可を受けた者又は有料公園施設を利 用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなけれ ばならない。
- 3 利用料金の額は、別表第3及び別表第4に定める使用料の

現行	改正案			
	額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を			
	得て定める。その額を変更しようとするときも、同様とす			
	<u>3.</u>			
	(指定管理者に関する読替え)			
	第26条の2 第17条の規定により都市公園の管理を指定管理者			
	に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規			
	定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字			
	句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			
	第4条ただし書、第5条、 市長 指定管理者			
	第7条、第8条第3項から			
	第 5 項まで、第15条及び第			
	16条第1項ただし書			
	第8条第6項ただし書 市長は、特に 指 定 管 理 者			
	必要があるとは、特に必要			
	認めるときは があると認め			
	るときは、市			
	長の承認を得			
	T			
	2 第19条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受さ			
	せる場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適			
	用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、			
	同表の右欄に掲げる字句とする。			

現行	改正案					
		第21条、第22条及び第24条	使用料	利	用料金	
		の規定(見出しを含む。) 	市長	指	定管理者	
		第23条(見出しを含む。)	使用料	利	月用料金	
			市長は、特別の理由があると認めるとは	5 H	定管理者 、市長が定 る基準に従	
別表第3(第13条関係) (1) 公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使 用料	別	川表第3(第13条関係) (1) 公園を占用する場合) 用料	又は公園施設を	設置	する場合の使	
占用物件又は設置しようと		占用物件又は設置しようと)\\ /\-	-	A #55 (III)	

占用物件又は設置しようと する公園施設の名称若しく は種類	単位	期間	金額(円)
(略)			
その他のもの	1 平方メートル	1年	760

占用物件又は設置しようと する公園施設の名称若しく は種類	単位	期間	金額(円)
(略)			
その他のもの(占用する場合)	1平方メートル	1 年	760
	·		

現行				
(略)				
法第7条第2	<u>; 号</u> に掲げるも	1平方メートル	1 年	230
法 <u>第7条第</u>	公衆電話所	1 個	1 年	760
<u>4 号</u> に掲げ るもの	郵便差出箱	1 個	1 年	320
法第7条第6号に掲げるも1平方メー1日44のトル				44
(略)				

備考

 $1 \sim 3$ (略)

 $\underline{4} \sim \underline{9}$ (略)

(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

(略)

備考

 $1 \sim 4$ (略)

5 永源山公園において、第5条第1項各号に掲げる行為

改正案

(略)

法第7条第1項第2号に掲 1 平方メー 1 年 230 げるもの トル 法第7条第一公衆電話所 1 個 1 年 760 1 項第 4 号 郵便差出箱 1 個 1 年 320 に掲げるも 法第7条第1項第6号に掲 1 平方メー 1 目 44げるもの トル

(略)

備考

 $1 \sim 3$ (略)

4 土地の価格とは、占用を開始する日の属する年度の前年度の固定資産評価額を勘案して算定した価格をいうものとする。

 $5 \sim 10$ (略)

(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

(略)

備考

 $1 \sim 4$ (略)

5 第5条第1項各号に掲げる行為をする者が附属設備の

現行

をする者が併せて附属機器の拡声装置を利用する場合に は、この表に掲げる使用料の金額に、拡声装置利用1時 間当たり510円を加算した額を使用料とする。ただし、こ の加算額には、第13条ただし書の規定は適用しないもの とする。

- 6 · 7 (略)
- (3) 公園施設を管理する場合の使用料 永源山公園施設(軽飲食店)の管理

(略)

備考

- 1 当該施設の価格とは、地方税法 (昭和25年法律第226 号)を準用して算定した固定資産評価相当価格をいう。
- 2 (略)

改正案

電気コンセントを利用する場合には、この表に掲げる使用料の金額に、電気コンセント1口1時間につき40円を加算した額を使用料とする。ただし、この加算額には、第13条ただし書の規定は適用しないものとする。

6 • 7 (略)

(3) 公園施設を管理する場合の使用料 永源山公園施設(軽飲食店)の管理

(略)

備考

- 1 当該施設の価格とは、使用を開始する日の属する年度 の前年度の土地及び建物の固定資産評価額を勘案して算 定した価格をいう。
- 2 (略)